

平成19年6月27日

日本公認会計士協会 調査第一課 御中

社団法人 信託協会

**「会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」の改正について」
及び「金融商品会計に関するQ&Aの改正について」に関する意見について**

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りま
すようお願い申し上げます。

記

現在我が国における信託財産総額は743兆円（19年3月末現在）にのぼり、その類型も
財産の管理・保全、資金運用、公益、相続、贈与等極めて多岐にわたっている。

このように信託が広く多様に活用されているのは、信託契約の定めにより、受託者の役
割、委託者・受益者等の役割・権限等を柔軟に定めることができるという、信託の柔軟性
によるところが大きい。

昨年成立した改正信託法によって、信託の更なる活用が期待される場所であるが、そ
のためには、会計面においても適切に取り扱われることが必須である。

然るに、信託の受益権は金商法上一律に有価証券とみなされたが、公開草案は、信託の
受益権についてその多様な実態に応じた会計処理を行うことを内容としており、我が国に
おける信託の活用に資すると解されることから、これに賛成する。

以上